

議案第64号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年 2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、生活保護業務に係る体制の充実強化、地域福祉のネットワークの強化、地下鉄七隈線延伸事業の推進等に伴う増員並びに保育所の民営化、小学校給食調理等業務及び地下鉄空港線駅務業務の民間委託、事務事業の見直し等に伴う減員のため、職員の定数を改める必要があるによる。

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「5,898人」を「5,961人」に、「576人」を「592人」に改め、同項第2号中「1,218人」を「1,161人」に、「318人」を「317人」に改め、同項第7号中「392人」を「393人」に改め、同項第9号中「1,029人」を「1,031人」に改め、同項中「合計 9,206人」を「合計 9,215人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。